

国立病院機構指宿医療センター倫理委員会規程

(名 称)

第1条 本委員会は、国立病院機構指宿医療センター倫理委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、国立病院機構指宿医療センターが行う医療行為及び臨床研究（以下「医療行為等」という。）について、倫理的、社会的観点から検討し審査することを目的とする。

(構 成)

第3条 委員会は、次に掲げる職員をもって構成する。

院長、副院長、事務長、総看護師長、内科医長、外科医長、薬剤科長
その他外部委員（学識経験者）として1名以上

2 委員長は、院長をもってあてる。

3 副委員長は、薬剤科長をもってあてる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のある時はその職務を代行する。

(審査請求)

第4条 審査を受けようとする者は、倫理審査請求書（様式1）により委員長に申請しなければならない。

(審査事項)

第5条 委員会は、前条により申請された事項について、倫理的、社会的観点から審査を行うものとし、審査に当たっては、特に次の各号に掲げることに留意しなければならない。

一 医療行為の対象となる個人の人権の擁護

二 医療行為の対象となる個人に理解を求めかつ同意を得る方法

三 医療行為等により生ずる個人への効果及び不利益並びに危険性、又は医学上の貢献の予測

四 社会・地域医療への貢献

(委員会の開催)

第6条 委員会は、申請があった都度開催するものとし、委員長がその議長となる。但し委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開催することができない。

2 申請者は、委員会に出席し、申請内容を説明し意見を述べるとともに、委員から質問等があった場合はこれに答えなければならない。

3 審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に区分する表示により行う。

一 承認

二 条件付承認

三 不承認

(審査結果の通知)

第7条 委員長は、当該申請に係る委員会審議が終了したときは、審議結果通知書（様式2）により速やかに申請者に審査結果を通知しなければならない。

2 前項の場合において、委員長は、審議結果が前条第3項第2号から第3号と判断したときは、その条件及び不承認の理由等を付して通知しなければならない。

(委員以外の者の意見聴取)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第9条 委員会には議事録を備え、議事の内容を記録する。

2 議事録の作成および保管責任者は、企画班長とする。

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程実施に当たって必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成12年10月1日施行の国立指宿病院倫理委員会要領は廃止する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

この規程は、平成25年5月1日から施行する。